

NEWS RELEASE
監視用の屋外カメラ装置およびその照明灯の点検・安全対策について

三菱電機株式会社は、海岸付近に設置された監視用の屋外カメラ装置および監視用の屋外カメラ装置の照明灯の2製品が塩害により腐食し、場合によっては数年で落下する可能性があることが判明いたしましたので、無償にて対象機種の点検と安全対策を実施いたします。

お客様への告知は、2018年4月9日以降、当社オフィシャルウェブサイトに掲載するとともに、当社代理店等を通じた個別のご連絡も行ってまいります。

お客様には大変ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

対象製品

対象製品	1. 監視用の屋外カメラ装置	2. 監視用の屋外カメラ装置の照明灯
形状 代表機種 外観写真	 屋外カメラ装置 (カメラケース、取付台)  屋外固定型カメラ装置	 複合一体型カメラ装置  組み合わせ型カメラ装置
対象台数	112,705台	716台
対象地域	塩害地域(塩害地域の目安はP.3参照)	潮風が直接当たる海岸地域
製造期間	屋外カメラ装置(カメラケース、取付台): 1994年1月～2018年1月 屋外固定型カメラ装置: 1999年1月～2018年1月	複合一体型カメラ装置: 2009年1月～2017年11月 組み合わせ型カメラ装置: 1982年1月～2017年11月
安全対策	落下防止ワイヤー取り付け	落下防止ワイヤー取り付け

お客様からのお問い合わせ窓口

対象製品が対象地域に設置されている場合や、高所に設置されているなど対象製品の確認が難しい場合は、下記窓口にお問い合わせをお願いいたします。各地区の当社指定のサービス会社が設置場所を訪問のうえ点検し、安全対策を実施します。

対象製品	1. 監視用の屋外カメラ装置	2. 監視用の屋外カメラ装置の照明灯
お客様 お問い合わせ 窓口	フリーダイヤル(無料) 0120-733-552	フリーダイヤル(無料) 0120-212-375
フリーダイヤル受付時間 9:00～17:00(土、日、祝日は除く)		
	電子メールでのお問い合わせ先: CAMCE@rf.MitsubishiElectric.co.jp	電子メールでのお問い合わせ先: CAMLT@nt.MitsubishiElectric.co.jp

オフィシャルウェブサイトによるお知らせ

- 監視用の屋外カメラ装置 : <http://www.MitsubishiElectric.co.jp/oshirase/2018/nwcamera/>
- 監視用の屋外カメラ装置の照明灯 : <http://www.MitsubishiElectric.co.jp/oshirase/2018/nwcamera-b/>

報道関係からの お問い合わせ先	〒100-8310 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 TEL 03-3218-2332 FAX 03-3218-2431 三菱電機株式会社 広報部
--------------------	---

対象製品の形名

	1. 監視用の屋外カメラ装置	2. 監視用の屋外カメラ装置の照明灯
対象形名	<p><屋外カメラ装置(カメラケース、取付台)> B-2100, B-2120, B-2130, NC-3000B21, NC-3000B22, NC-4510B21, NC-4510B22, NC-6000B21, NC-6000B22, NC-6100B21, NC-6100B22, NC-8000B21, NC-8000B22, CIT-9510B21, CIT-9510B22, CIT-9510B23, CIT-9510B24, CIT-9510B25, CIT-9510B31, CIT-9510B32, CIT-9510B33, CIT-8000B21, CIT-8000B31, CIT-8100B21, CIT-8100B31, CIT-8510B21, CIT-8510B31, A-5611, A-5615,</p> <p><屋外固定型カメラ装置> CIT-741, CIT-743, NC-6400</p>	<p><複合一体型カメラ装置の形名> CIT-7610(L), CIT-7620, CIT-7630, CIT-7410, CIT-7420, CIT-7430 CIT-7613(L), CIT-7623, CIT-7633, CIT-7413, CIT-7423, CIT-7433 ※カスタム製品で形名が「C-□○○○○○○○」、 「C-□○○○○○」の場合もあります □:A~Z、○:英数字</p> <p><組み合わせ型カメラ装置の判別方法> 以下の外観のカメラが該当します。</p> 
形名の記載箇所(銘板) <代表例>	 <p>カメラケースの「製品銘板」</p> <p>カメラケースの「形名」</p>	 <p>カメラ装置の「製品銘板」</p> <p>カメラ装置の「形名」</p>

塩害地域の目安

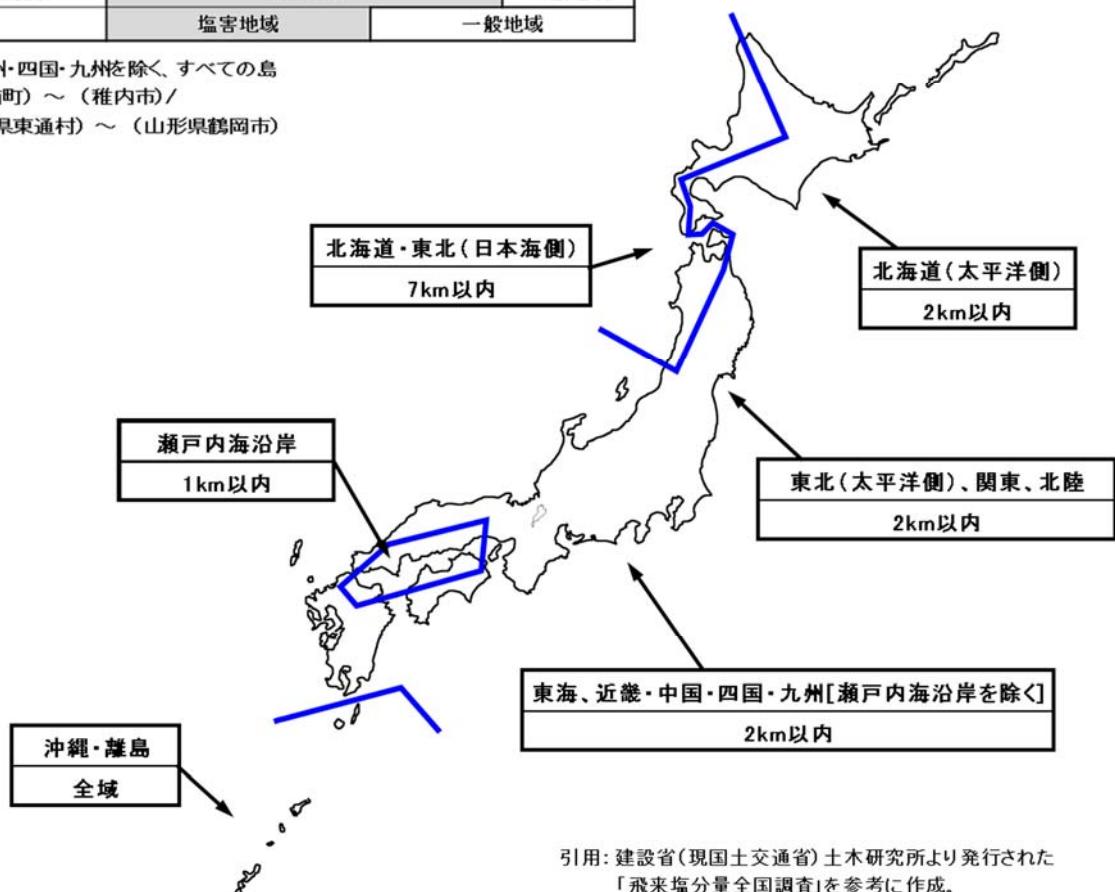
当社製「1. 監視用の屋外カメラ装置」の設置場所が塩害地域かどうかの判断は、以下を目安とします。

地 域	海岸からの距離			
	1km以内	1～2km以内	2～7km以内	7km 超過
沖縄・離島 ^{*1}	塩害地域			
瀬戸内海沿岸	塩害地域	一般地域		
北海道・東北(日本海側) ^{*2}	塩害地域		一般地域	
その他の地域	塩害地域	一般地域		

*1: 北海道・本州・四国・九州を除く、すべての島

*2: 北海道(松前町)～(稚内市)/

東北(青森県東通村)～(山形県鶴岡市)



引用: 建設省(現国土交通省)土木研究所より発行された
「飛来塩分量全国調査」を参考に作成。